

## 平成 29 年 第 7 回別府市農業委員会総会議事録

|      |   |            |  |
|------|---|------------|--|
| 日 時  | 平成 29 年 7 月 6 日 ( 金 ) 午後 3 時 00 分   |            |  |
| 場 所  | 別府市役所農業委員会室   |            |  |
| 招集者  | 別府市農業委員会 会長 恒松 直之   |            |  |
| 議 事  |   |            |  |
|      | 日程第 1 議事録署名委員の指名  |            |  |
|      | 日程第 2 議案事項  |            |  |
|      | 議案第 1 号<br>農業委員会規程第 9 条の規定による専決事項の報告について<br>1 農地法第 3 条の 3 の規定による届<br>2 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届<br>3 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届<br>報告第 1 号<br>開発行為事前協議申入に対する協議結果の報告について |            |  |
|      | 日程第 3 その他   |            |  |
| 出席委員 | 13 名  | 番号は議席番号    |  |
|      | 1 番 佐藤 隆博   | 2 番 伊藤 繁幸  |  |
|      | 3 番 田中 信行   | 4 番 彌田 和好  |  |
|      | 5 番 園田 喜久男  | 6 番 山本 國雄  |  |
|      | 7 番 久保 賢一   | 8 番 大野 泰徳  |  |
|      | 9 番 恒松 直之   | 10 番 西本 義矩 |  |
|      | 11 番 恒松 はつみ   | 12 番 原 年江  |  |
|      | 13 番 荒木 秀登  |            |  |

出席職員 事務局長 宮森久住 補佐 吉田悠子 主任 吉岡千紘

午後 3 時 00 分 開会

局 長 それでは、只今より平成 29 年第 7 回別府市農業委員会総会を開催いたしま

す。

本日の総会の出席委員数は 13 名で、委員定数 13 名に対し過半数を超えていますので、総会会議規則第 6 条により本日の総会は成立いたしましたので、ご報告申し上げます。

まず初めにお詫びを申し上げます。

総会の開催通知の議案第 1 号の 3 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届 2 番の譲受人、  
氏の氏名に誤りがございましたので、訂正してお詫び申し上げます。

ここで、お願いがございます。

議案に上程いたしました案件について質疑等ございましたら、挙手をしていただき議長の承認のうえ発言していただきたいと思ひます。

それから、総会の開催中は携帯をマナーモードにするか電源をお切りくださるようお願いいたします。

また、やむをえず離席する場合は、議長に許可をもらってください。

それでは、会長、お願いいたします。

会 長

田植えも終わって一息といったところかと思ひます。

6 月 14 日の芋の苗植えも、晴天にも恵まれ、皆様のご協力により、無事終了いたしました。

ご参加ありがとうございました。

また今年も暑い夏がやって参ります。

委員みなさん方も、体調には十分留意され、こまめに水分補給を行うなどして農作業を行っていただきたいと思ひます。

それから先月 27 日に JA ベっぷ日出本店において、別府市農業推進協議会及び農業再生協議会の総会が開催され、副会長として出席させていただきましたが、事業計画(案)、収支予算(案)等も全員異議なく可決されましたので、ご報告いたします。

また、29 日には県内の農林漁業関係団体の人権啓発リーダー研修会に参加し、午後から県農業会議通常総会、県農業委員会会長会総会に出席いたしましたので、後ほど皆さんに会議内容についてご報告させていただきます。

本日の総会は、総会会議規則第7条により、私が議長を務めさせていただきますので、何卒よろしくご協力の程お願い致します。

総会に先立ちまして、本日の総会議事録署名委員の選出について、私の方から指名いたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

議長 ご異議がないようでありますので、8番委員、13番委員を指名いたします。よろしく願いいたします。

これより会議を開きます。

本日の総会議案は、お手元に配布いたしております議案第1号農業委員会規程第9条の規定による専決事項の報告についてで、「農地法第3条の3の規定による届」が1件、「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届」が2件、「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届」が3件でございます。

次に、報告第1号として、「開発行為事前協議申入れに対する協議結果の報告について」が2件、最後に、報告第2号として「証明願に対する証明事項の報告について」となっております。

それから、その他となっております。

議長 それでは、議案第1号 農業委員会規程第9条の規定による専決事項の報告についてのうち、1の「農地法第3条の3の規定による届」、2の「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届」、3の「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届」について、事務局より一括説明を求めます。

事務局 ご説明いたします。

議案第2号は、農業委員会規程第9条の規定による専決事項の報告でございます。

1 農地法第3条の3の規定による届

番号1番 申請人、別府市新別府7組 、土地の区分は、市街化区域  
届出の土地は、大字鶴見字市ノ原 番1 畑(畑)772㎡ 外24筆 合計  
5,119.91㎡です。

場所は通称実相寺 組 1、別府市民球場から北北西へ m 附近です。  
平成 29 年 1 月 25 日相続により所有権の取得、あっせん希望はなし、届出の日は平成 29 年 6 月 12 日です。

## 2 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届

番号 1 番 申請人、福岡県北九州市小倉北区馬借一丁目 番 号  
無職、土地の区分は、市街化区域

申請の土地は、田の湯町 番、畑（駐車場）1,557 m<sup>2</sup>

場所は通称田の湯町 番 号、別府駅西側附近です。

施設の概要は、駐車場用地としてアスファルト舗装 1,557m、転用の時期は届出受理後、専決年月日は平成 29 年 5 月 24 日です。

番号 2 番 申請人、別府市大字鶴見 番地の 2 持分 3 分の 2 外  
1 名 無職、土地の区分は、市街化区域

申請の土地は、大字鶴見字西法寺 番 1 田（雑種地）360 m<sup>2</sup>

場所は通称、馬場町 組 1 市営新別府住宅から南西へ m 附近です。

施設の概要は駐車場用地として砂利敷 360 m<sup>2</sup>、転用の時期は届出受理後、専決年月日は、平成 29 年 6 月 14 日です。

続きまして、3 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届です。

番号 1 番

譲渡人 別府市大字鉄輪 番地の 1 、無職

譲受人 別府市大字鉄輪 番地 、会社役員

土地の区分は、市街化区域

届出の土地は、大字鉄輪字中平 番地 4 畑（畑）331 m<sup>2</sup>

場所は通称、北鉄輪 組 4、大光院から北西へ m 付近です。

施設の概要は、駐車場用地として砂利敷き 331 m<sup>2</sup>

転用の時期は届出受理後、専決年月日は、平成 29 年 6 月 8 日です。

番号 2 番

譲渡人 別府市大字南立石 番地の 2 、会社役員  
譲受人 別府市大字南立石 番地 (有) (代) 、旅館業  
土地の区分は、市街化区域

届出の土地は、大字南立石字御堂原 番 田(荒地)165 m<sup>2</sup> 外 2 筆 合  
計 625 m<sup>2</sup>

場所は通称、堀田 組 本村橋から西に m付近です。

施設の概要は、駐車場用地として砂利敷き 625 m<sup>2</sup>

転用の時期は届出受理後、専決年月日は、平成 29 年 6 月 13 日です。

番号 3 番

譲渡人 東京都中野区東中野 2 丁目 番 号 持分 2 分の 1 、  
主婦 外 1 名

譲受人 別府市大字鶴見 番地の 1 、解体業  
土地の区分は、市街化区域

届出の土地は、大字鶴見字芳元 番 1 田(雑種地)125 m<sup>2</sup> 外 2 筆 合  
計 701 m<sup>2</sup>

場所は通称実相寺 組 7、市営新別府住宅から東へ m付近です。

施設の概要は、庭園用地として 701 m<sup>2</sup>

転用の時期は届出受理後、専決年月日は、平成 29 年 6 月 22 日です。

以上です。

議 長 ただ今、事務局の説明が終わりましたが、この専決事項については、報告事  
項でございますので、ご了承下さい。

議 長 次ぎに、報告第 1 号「開発行為事前協議申入れに対する協議結果の報告につ  
いて」事務局の説明を求めます。

事務局 報告第 1 号は、開発行為事前協議申入に対する協議結果の報告について  
番号 1 番 申請人、別府市大字鶴見 番地の 120 (有) 取締役

申請の土地は、別府市大字鶴見字ツツラ 番 外 5 筆 合計 2,738.28 m<sup>2</sup>

土地の区分は、市街化区域、第2種低層住宅専用地域

開発目的は、宅地分譲用地、11区画

事務局の所見は、申請地は農地であるため、開発許可の写しを添付のうえ、農地法所定の届出をすること。また、周辺に農地がある場合、被害が生じる恐れがある時や生じた時は責任をもって対処して下さい。

番号 2 番 申請人、東京都千代田区神田練堀町 番地 (株)(代)

申請の土地は、別府市大字鉄輪字申川 番 15 外 1 筆 合計 15,655.87 m<sup>2</sup>

土地の区分は、市街化区域、第1種住居地域

開発目的は、ホテル1棟

事務局の所見は、申請地は農地でないため、意見なし。周辺に農地があるか確認し、被害が生じる恐れがある時や生じた時は責任を持って対処して下さい。また、排水等を水路に流す場合には水利関係者に承諾を得てください。

以上です。

議長 　　ただ今、事務局の説明が終わりましたが、この件につきましても、報告事項でございますので、ご了承ください。

最後に、報告第2号、証明願に対する証明事項の報告について、事務局よりの説明を求めます。

事務局 　　報告第2号 証明事項に対する証明事項の報告について

平成29年1月1日～平成29年6月30日まで

番号 1 大字内成字ユワスイ 番地 1 外 14 筆 田(畑)

理由は引き続き農業経営を行っている旨の証明です。

場所は内成地区で5番委員と確認いたしました。

番号 2 大字鶴見字竹ノ脇 番地 1 田

理由は引き続き農業経営を行っている旨の証明です。

場所は火売 組 1 で 13 番委員と確認いたしました。

議 長            ただいま事務局の説明が終わりましたが、この件につきましても、報告事項  
ですので、ご了承ください。

                  以上で、本日の議事日程は、すべて終了いたしました。

午後 15 時 28        上記会議の顛末を録し、相違ないので、署名押印をする。  
分

議 長                              会 長                  

署名委員                          8 番委員                  

署名委員                          13 番委員